

平成 31 年第 1 回定例委員会

- 1 日 時 平成 31 年 1 月 9 日（水）10 時 30 分から 11 時 00 分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 宮崎 章
委員長職務代理 大木田 守
委員 嶋田 實
委員 佐藤 男 三
事務局 局長
担当部長
選挙課 長
広報啓発担当課長
書記 2 名

4 議 事 報告事項

- 1 都道府県選挙管理委員会連合会が国会及び総務省に行った「公職選挙法等改正に関する要望事項」について

その他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	ただいまから、平成 31 年第 1 回定例委員会を開会いたします。 まず、報告事項第 1 「都道府県選挙管理委員会連合会が国会及び総務省に行った「公職選挙法等改正に関する要望事項」」について、事務局より説明を求めます。
事務局	《報告事項第 1 について説明》
委員長	ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。
委員	都道府県選挙管理委員会連合会の過去の要望のうち実際に法改正等がされた主な事例として、選挙公報の選管ホームページ掲載が解禁されたとのことだが、解禁された時期はいつ頃だったのか。また、そのきっかけは何があったのか。
事務局	平成 23 年の東日本大震災により延期された被災地の選挙が実施される際、全国各地に避難した有権者に選挙情報を届ける手段として解禁されたという経緯があります。

委員	それ以外に選挙公報を掲載できるようにする旨の研究はなされているのか。
事務局	各家庭に選挙公報が配布されるまでに日数を要するため、現在のところ有権者に最も早く情報提供できるということで選管ホームページに掲載しております。それ以外の研究は総務省の研究会でも現在のところされておられません。
委員	若い世代の投票率向上のために、今後選挙公報のあり方などについて検討が必要なのではないか。
事務局	先ほどの答弁に漏れておりましたが、現時点でも各区市町村において従来の配布の補完措置として、駅の売店の新聞の販売スペースにも置かせてもらうとか役所や出張所の窓口等の手に取り易い場所への配置などの工夫がされておりますが、今後さらに検討していく必要があると思われまます。
委員	アダムズ方式と衆議院小選挙区の区割りの関係はどのようなものか。例えば現職の議員の任期満了の年に総選挙となった場合はアダムズ方式に基づく新区割りが適用されるのか。
事務局	アダムズ方式は、各都道府県に定数を割り振る際の計算方法です。その割振られた定数に従って、選挙区画定審議会が各都道府県内の選挙区割りを検討していくこととなります。 なお、アダムズ方式に基づく新選挙区は平成34年秋以降の法改正となると思われまますので、平成33年の任期満了までの選挙は現行の区割りが適用されます。
委員	都道府県内の選挙区割りの案を各選挙管理委員会で作ることはできるのか。
事務局	衆議院議員選挙小選挙区の区割りにについては選挙区画定審議会が検討し作成することとされております。
委員	各地域の実情や選挙の実情が分からないままに案が作成されるのではなく、都道府県の意見が反映されるような仕組みはないのか。
事務局	法律には区割りの必要性に応じて区市町村等からの資料の提出や意見の陳述が可能とされておりますので、これを活用して要望等を上げられればと思われまます。
委員	衆議院選挙に限って同一自治体内で選挙区が分割される。これは有権者にとって分かりにくいだけでなく自治体の区域やまとまりの面で問題があると思われまうがどうか。
事務局	確かにそういった問題もありますが、較差を2倍未満に抑えることも法律上の要請であります。今回の法改正要望は次回の選挙区割りの検討に当たり、区

市町村区域の分割を最小限とし、有権者にとって分かりやすいものとなるよう求めており、今後においても区市町村と連携しながら国に要望していくものと考えております。

委員 投票率を上げるための提案を募るような取組はあるか。例えば、選挙に関する作文募集などの例はあるか。

事務局 日常的に電話やメールで寄せられることはありますが、提案を募る取組については把握しておりません。作文コンクールなどを全国レベルで行った例はないと思われませんが、区市町村レベルでは実施例があると聞いております。

委員 都道府県への審査申立てを経ずに町村が被告となって選挙訴訟を遂行することは困難な場合もあるのではないか。

事務局 地方分権が進められ、都道府県と区市町村が対等な立場である現在、現行法にあるこの仕組みには無理があると思われれます。訴訟遂行が困難な町村については都道府県が必要となる援助をする旨の規定を設けることにより可能となるものと思われれます。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第1について、了承することといたします。

次に、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございますか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。

その他、これまでの議題について、何か御意見等ございますか。

委員 なし。

委員長 特にないようですので、次回の定例委員会は、1月23日に開催することとし、本日の委員会は閉会といたします。